

## 滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和3年9月6日(月) 13:30～16:00
- 2 場所 滋賀県庁東館7階大会議室(Web会議形式)
- 3 議題 ①湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について  
②その他
- 4 出席委員 市川委員(会長)、惣田委員、野呂委員、畠委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員

### 5 議事概要

(事務局)

資料1および参考資料1について説明。

(事業者)

事業者資料2、3について前回審査会からの意見、県関係所属からの意見に対する事業者の見解を説明。

(会長)

準備書では施設の内容など事業計画に曖昧な部分があったが、前回の審査会での委員からの意見を踏まえて、補足されている印象がある。それでは資料2の順に沿って、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(会長)

白煙防止についてお尋ねする。今回白煙防止をしないということだが、白煙の発生頻度等については確認をしているか。

(事業者)

具体的に既存施設での調査等はしていないが、基本的に白煙は湿度が高く気温が低い冬季に発生しやすい。年間を通すと、夏場などは常に見えているような状況にはならないと想定している。

(会長)

環境影響評価として予測評価するためには、類似施設での確認等が必要ではないか。

(事業者)

実際には冬の冷えた午前中によく発生している。しかし回数などの統計的な数字は持ち

合わせていない。

(会長)

そのあたりをしっかりと評価しないと、環境影響評価として十分ではない。逆にこの程度は発生するというのを示すべきではないか。評価の方法はいくつかあるが、例えば白煙防止対策をしていない施設でこの程度発生しており、結果として問題がないことを説明出来れば、それでも構わないのではないか。白煙防止対策を取らないが環境に影響がない、ということを示してもらえばよい。

(事業者)

事例調査を含めて調べさせていただく。

(会長)

大気に関する部分でご意見はあるか。

(委員)

自動車排ガスに関する部分について、準備書の中で定義が明確でない部分を明確にするよう意見したが、その点については対応いただいた。

(会長)

風速区分について、静穏の風速設定が3通り出てくることの説明が資料2 No.14 に記載されているが、それを評価書の中で説明すること。

工事中の重機による影響の予測については国交省の「道路環境影響評価の技術手法」を用いて、弱風を静穏として扱っていることがわかった。しかし同じ事業者であるにも関わらず、斎場と焼却場のそれぞれの調査で静穏の定義が異なる理由がよくわからない。事業者としての説明をいただきたい。

(事業者)

それぞれ気象観測をした観測機器の定量下限値が理由と思われるので、そちらのデータを確認して注釈等で記載したものを次回お示しする。

(会長)

ダウンウォッシュ・ダウンドラフトについて理解がされていない、曖昧な印象である。今回はそれぞれダウンウォッシュを煙突ダウンウォッシュ、ダウンドラフトを建物ダウンウォッシュとして数点尋ねる。

1点目、煙突ダウンウォッシュについては風速が吐出速度の0.5倍を超える場合に発生

するが、建物ダウンウォッシュについては風速に関する条件の知見がないはずである。ごみ焼却施設における他都市の事例を説明いただいたが、風速条件について、建物ダウンウォッシュを煙突ダウンウォッシュの条件で予測している事例が複数見られる。どのような根拠で、この条件で予測しているか確認はされたか。

(事業者)

根拠については再度確認をする。

(会長)

おそらく予測にあたって参照されたごみ焼却施設環境アセスメントマニュアルを誤解されている。マニュアルには建物ダウンウォッシュを予測するための風速条件を吐出風速の0.5倍で予測すること、とは記載がされていないはずである。他都市の事例において予測条件に疑義があるため、確認すること。

2点目、煙突ダウンウォッシュは煙突がなければ発生しない。しかし煙突がないバイオガス化施設や斎場について、煙突ダウンウォッシュを予測しているのではないか。その理由はなぜか。

3点目、資料2-7に建物ダウンウォッシュの発生条件として、風速条件14.9m/s・大気安定度Aと記載されている。この風速でAとなることはあり得ないが、現実的に発生しない条件で予測評価がされているのではないか。

現実と乖離しているような条件設定がされているため、再度整理をして説明すること。

(事業者)

次回の審査会に向けて、煙突がない施設の予測については、建物ダウンウォッシュとして計算し、焼却施設の煙突ダウンウォッシュ、建物ダウンウォッシュとの複合影響を評価するように整理をしているところである。その他の点についても整理を行い、次回の審査会でお示しする。

(会長)

煙突ダウンウォッシュ・建物ダウンウォッシュの予測については適切に整理をしたうえで、次回の審査会で説明すること。

(委員)

資料2 No.17、資料2-10について、審査会限りの資料として、委員限定とする理由が「今後のメーカー選定に係る技術情報であることから」と記載があるが、そうしなければいけない理由がわからないため、補足説明をいただきたい。

(事業者)

建物の外壁の見栄えなどはメーカーごとに工夫をされているところで、場合によってはメーカーの特徴が表れる部分である。委員限りとしている情報を掲載することで、どのメーカーの情報を念頭に置いているのか、ということが推察される可能性があり、今後の入札公告の競争性に支障をきたす可能性があるため、委員限りの情報としている。

(委員)

今の説明では理解が出来ない。そのような特徴的な数値が出ているのか。図面がないため判断出来ないが、この業界では非公開としている部分の数値を見ればすぐにメーカーの特定ができるような数値なのか。立面図があるような状況であれば理解出来るが、メーカーによりこの数値が大きく変わるものなのか。逆に言えば、入札公告を経ることで、この数値が大きく変わるような可能性があるということか。

(事業者)

受託するプラントメーカーによっては若干変わる可能性はある。しかし環境影響評価書を念頭においてプラントメーカーも実施設計を行うと思われるので、そこまで大きな違いは出てこないと考えられる。過度に心配をしている面もあるため、評価書では、「予測で考慮した前提条件」として、資料編等も含めて記載する方向で検討する。

(委員)

資料2-10について、備考欄に防音室設定を追記するという事によいか。

(事業者)

発生源レベルが大きい機器については、防音室に格納する想定で予測をしている。

(委員)

防音室設定という言葉の定義がわからないため、評価書において脚注等で示すこと。

(委員)

施設の稼働要件の設定・予測について、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づいているということによいか。指針上では場内の走行車両の影響は考えないということによいか。

(事業者)

指針の中で、対象発生源等の具体的な記載はされていない。基本的には固定的に設置がされ、継続的に発生する騒音について予測・評価している。

(委員)

ごみピットの辺りを走行する車両が多くなると想定されるが、ごみピットへの侵入経路や侵入口のシャッターの有無、シャッターの運用などについては、指針に基づき考慮していないということによいか。

(事業者)

今回、騒音発生源として見込んでいるものは騒音レベルが大きいものである。場内走行は20km/h未満を想定しており、シャッター音も騒音レベルが大きくなると想定している。この辺りはメーカーヒアリングを踏まえた想定である。

(委員)

建物の騒音は外壁等で抑えられると思うが、他の環境影響評価で走行音や侵入口からの騒音を考慮している例もある。それらはあまり大きな影響を及ぼさないだろうとの考えで考慮していないということか。

(事業者)

そのように判断している。

(委員)

振動に関しては、訂正されているので特に問題ない。

(会長)

水質の関係についてご意見等はあるか。

(委員)

水質事故に関する対策の部分については対応いただいた。

(委員)

雨天時の影響に関する部分については、環境保全目標値を「現況を大きく変化させないこと」に修正することで問題ない。

(委員)

動植物について、前回の審査会で予測結果のすべてが「影響が小さい」となっていたものを見直すべきと意見した。そこを対応いただいていること、保全措置についても追加いただいているのでよい。なお、評価の基準である「改変率が50%」という部分について、この数

値に根拠はあるか。

(事業者)

知見や規定はなく、今回の環境影響評価の中での目安として、調査範囲内での改変率 50%と設定した。

(委員)

感覚的に 50%も改変されれば大きな影響があるというのはわかるが、数値の根拠がない点は気になる。ただし滋賀県のレッドリストの評価基準についても、改変率まで見込んでいないため、この考え方は仕方がないとも思う。実際に「AA」に当たる種はないということではよいか。

(事業者)

その通り。なお評価書では 50%という数値は示さず、文書等で記載をさせていただきたい。

(委員)

その対応で構わない。確認であるが、最も影響を受ける種はどの種で何パーセントくらいの改変率か。

(事業者)

今回の事業により影響を受けるとしたトノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、コオイムシ、コガムシについては、概ね 9～10%程度の改変率である。

(委員)

その数値であれば評価については適切であると考えられる。

(委員)

改変率について、先ほどの意見に同意するが、50%の部分については注釈などで記載することはできないか検討いただきたい。

また動植物の環境保全措置について、移植する時期や移植先の場所などを具体的に記載できないか。事後調査に関しても実施しないとしているが、移植後の状況について、事後調査をすることは検討しないのか。

(事業者)

動植物に関する事後調査については、移植の対象種が元々生息をしている環境に移植をすること、また移植後の状況を確認するためには、発信器などにより個体識別のようなもの

が必要となること、などから実施はしないこととしている。不確実性が全くないとは言わな  
いが、不確実性は小さいため、条例の技術指針に照らして、今回のケースは事後調査に該当  
しないと考えている。たとえば重要な植物を移植するような場合、移植が上手くいかないケ  
ースもあるため、活着の状況等を確認するために事後調査を行うことは、比較的よくある事  
例である。

なお移植の時期や移植先の場所については、評価書で記載するように検討する。

#### (委員)

景観について、施設配置や建屋サイズ等による予測値の変化は小さいため1ケースでの  
予測をすること、また景観資源の視認性に変化はないという記載の方法についてはそれぞ  
れ問題がないと考える。

建物の色彩については長浜市の景観条例に基づいた事前届出制度により確認がされると  
思われるので、資料2に記載の内容で問題ない。

県の関係所属意見に関する部分で、緑化の際に郷土樹種の採用など生態系に配慮する旨  
の記載があるが、景観の観点からも風土や歴史性に配慮するのであれば、必ずしも遮蔽でき  
ればよいというものではない。郷土樹種やカバープランツの採用なども検討していただき  
たい。長浜市の景観まちづくり計画の工作物の部分には、その辺りに関する記載があまりな  
いため、長浜市の計画に記載がない場合でも、樹種選定については検討すること。

#### (事業者)

ご指摘の部分については対応できるように検討する。

#### (会長)

資料2-16の事後調査について、滋賀県環境影響評価技術指針の抜粋が記載されている  
が、その中に「予測の不確実性の程度が大きい選定項目」との記載がある。騒音については  
メーカーの影響による不確実性の回答が曖昧だったが、不確実性が大きければこの項目に  
合致する。排ガスについても最大値と最小値に1.5倍程度の幅がある。しかし資料2-16  
の10.2事後調査の検討結果の記載部分に、「予測の不確実性は小さい」との記載がされてい  
る。この表現は適切ではないのではないかと。どのような考えでこのような表現としているの  
か。

#### (事業者)

予測手法は事例が蓄積されているため、予測手法の不確実性は基本的に小さいと考えて  
いる。またご指摘のとおり幅を持った予測を行うが、実質的な周辺環境への影響の観点では、  
影響が最大の時でも知見が蓄積された手法で予測した結果、環境基準等は満足するという  
見込みの中で、不確実性は小さいといえるのではないかと考えている。ただし意見を踏まえ、

事後調査を実施しない理由の説明について、記載内容を再度検討する。

(会長)

予測の条件が50%も違うのであれば、結果は50%違ってくる。予測手法の不確実性が小さいからといって、この記載は適切ではない。適切・丁寧な表現により記載すること。

(会長)

騒音についての不確実性は小さいといえるのか。

(委員)

立面図もないため検討のしようもないが、詳細設計においても今回の環境影響評価の条件を事業者として担保するべきである。ただし、この時点で事後調査をしないとしている点については疑問がある。

(事業者)

施設の騒音・振動については発注をする際に要求水準書を添付することにより、プラントメーカーに遵守をしてもらう。敷地境界で設定している基準値の遵守を、要求事項として規定するため、必ず担保されるものと考えている。竣工検査において基準が未達成ということになれば、プラントメーカーに改善してもらうことになる。

(委員)

当然であるが条件を遵守する点については確実に対応すること。また周辺に住居はないが、敷地境界で測定をするということになれば、固定発生源だけではなく、場内走行の影響なども関係してくるため、先ほど場内走行の騒音を評価しないという点についても確認をしたところである。

(会長)

敷地境界の騒音を基準以下にする、排ガスの濃度を基準以下にする、と説明されるが、その説明では極端に言えば環境基準や目標値だけ守れば環境影響評価の結果を無視してもよいということになる。環境影響評価を実施する以上、現時点での具体的な予測条件をもとに予測をし、その結果、適切な環境保全措置や不確実性の有無を検討するということが大事である。

(事業者)

環境影響評価書は、これから発注する際の要求水準書における環境側面の基本となる部分である。そのため要求水準書に沿った設計、評価書に基づき環境保全措置をしなさいとい



うことになる。法的な基準は当然守ったうえで、環境影響評価はやったから終わりということではなく、これを尊重することという文言を付して発注をしていく。環境影響評価を軽視しているつもりはない。

(会長)

騒音については、不確実性の検討をするべきではないかと思うがいかがか。

(委員)

もう少し設計が固まっている状況であれば評価ができて、それが確かなのか検討できると思うが、現状では示された数値を信じるしかない。ここに記載されている数値は机上の空論ではなく、ある程度根拠のある数値だと思うので、この内容を前提として評価をするしかない。ただし基準値だけが守られればよいということではなく、今回の予測に用いた数値とほぼ近いものが出てくるものと理解する。

(会長)

他に意見がないようなので2回目の審査はこれで終了とする。

次回の審査会では、大気の予測結果を含めた本日の意見に対する対応、関係市町の意見に対する事業者の見解などに問題がなければ、審査会意見の取りまとめを行うものとする。

以上